

# 国体出場資格規定・神奈川県代表選手選考について

## 神奈川県民体育大会参加規程

1. 国体出場資格 所属都道府県は、下記のいずれかが属する都道府県から選択することが出来る。

ア 成年種別

ア) 居住地を示す現住所（日常生活を営んでいること）

イ) 勤務地

ウ) ふるさと（卒業中・高等学校の所在地が属する都道府県）

イ) 少年種別

ア) 居住地を示す現住所（日常生活を営んでいること）

イ) 勤務地

ウ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地

\* 上記に属する都道府県のうち、ア) イ) のいずれかから参加する選手は、平成20年4月30日以前から本大会参加時点で、引き続き当該地にそれぞれ移住、勤務又は通学していなければならない。

ただし、「ふるさと」を選択する場合は、この限りでない

居住地を示す現住所とは、住所登録がなされており、かつ平成20年4月30日以前から引き続き日常生活をしている所である。

（以上国体出場規定集抜粋）

2. 神奈川県代表国体選手推薦について

上記国体出場資格に該当する者を下記の選考基準を満たした者を選考する。

ア) 国体選考会において成績が優秀な者で、国体に於いて優秀な成績を残せる者。

イ) 当県主催の各種大会に於いて成績が特に優秀で、会長が特に認めた者。但し、全日本学生スキー選手権が同時開催の場合に限りこの大会の成績を考慮する。

ウ) 前年度国体3位以内入賞した者で、入賞が充分期待できる者。

エ) 少年組みにおいては、成績、将来性を参考にする。

オ) 神奈川県選手としてふさわしい者。

カ) 健康診断を受診し、健康であると認められた者。

（ナショナルチームなどSAJが特に予選会を免除した者以外は、全て選考会においてスタートした選手から選考する）

1) 選考方法 大会終了後選考委員会を開催し、上記の内容を充分満たした者をその場に於いて候補選手として内定し、理事会に於いて承認後、県教育委員会に推薦し、代表として決定する。

2) 選考委員会構成 国体派遣選手選考規定第2条に基づき、会長又は副会長・専務理事又は常務理事・競技本部長・競技本部理事・競技本部コーチ若干名

3. 神奈川県民体育大会参加規程

1) 神奈川県に在住、在勤する者。

2) 学連登録者（48-XXXX）は、入賞しても表彰しない。